平成２６年（フ）第７４６号
堺市北区百舌鳥西之町２丁253番地１
債務者　松﨑千代美
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７５２号
堺市北区東浅香山町３丁145番地10　浅香山団地18―505号、前住所堺市北区常磐町２丁３番地12　フェアコート田浦202号
債務者　杉本　孝行
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７５３号
堺市北区東浅香山町３丁145番地10　浅香山団地18―505号、前住所堺市北区常磐町２丁３番地12　フェアコート田浦202号
債務者　杉本　美紀
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７６１号
堺市美原区多治井164番地３　エヌズコート美原216号
債務者　湯谷　健司
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７７８号
大阪府高石市取石７丁目２番７―306号
債務者　落合　由理
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７９７号
堺市堺区緑ヶ丘北町２丁２番20号
債務者　井上　輝昭
法定代理人成年後見人　井上多恵子
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１００７号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目14番41号　ハイムナカノ103
債務者　瓜田　民男
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０２６号
埼玉県北本市中丸６丁目169番地１　サンドミール北本206
債務者　大塚　真功
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３８号
埼玉県川口市東領家３丁目16番２号　ヴェルデカーザ301号
債務者　橋田菜穂美
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０４７号
埼玉県加須市土手２丁目４番43号　ハイツ石原Ⅱ―203
債務者　渡邉　明夫
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４３０号
埼玉県草加市金明町233番地２　第１伸興ハイツ207号
債務者　森　　茂樹
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２２４号
埼玉県東松山市加美町３番11号　レオパレスＡＤＶＡＮＣＥ102号、旧住所沖縄県うるま市字西原465番地７
債務者　馬場　充世（旧姓當間）
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２６９号
埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬1024番地３グループホームわたど、住民票上の住所埼玉県児玉郡神川町大字池田215番地２
債務者　晴山　陽子
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第６０５号
千葉県市川市国分２丁目11番15号　パナハイツ篠102号
債務者　小林　和枝
１　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６７０号
千葉県船橋市宮本３丁目２番31号
債務者　中島　雅昭
１　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７０１号
千葉市花見川区花見川３番13棟204号
債務者　大谷小由里（旧姓飯島）
１　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７４２号
千葉市花見川区畑町883番地１　シャンフルール306号
債務者　辻　　勇太
１　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係